

利用案内 市営庭球場



写真：本多庭球場

No.	運動施設	面	住所	電話	夜間照明
1	西堀庭球場	4面	新座市本多2-994-3	048-481-9081	
2	本多庭球場	5面	新座市本多2-127-1	048-481-8727	あり
3	野火止庭球場	3面	新座市野火止4-2-5	048-481-9040	
4	栄庭球場	8面	新座市新塚5061-2	048-479-5803	あり

※ ナイター照明施設(栄コート5面、本多コート4面)



新座市イメージキャラクター ソウキリン

《利用に関する問合せ》

施設	新座市民総合体育館
住所	〒352-0022 新座市本多2丁目1番20号
電話番号	048-478-8011 (FAX) 048-478-8013
受付時間	午前9時から午後9時まで
休館日	第2・第4月曜日(但し祝日の場合は翌日)
施設管理者	新座市体育施設等指定管理者 公益財団法人新座市スポーツ協会

1 利用手続等

新座市民総合体育館受付窓口にて「新座市公共施設予約システム利用者登録申請書」に必要事項を記入の上、利用者登録を行ってください。

※ 硬式テニス、ソフトテニスを目的とした団体の方となります。

※ 登録の際は、代表者の方が必ず本人が確認できるものを持参の上、構成員の氏名、住所、年齢を所定の申請書へ記載してください。

※ 中学生以下の団体の場合は、保護者(成人の責任者)が必要となります。

①登録条件について

◆構成員が10名以上の団体であることが登録条件

市内団体登録するには、(1)の人数要件に加え、(2)又は(3)に該当することが必要です。

●市内団体登録

(1) 新座市に在住、在勤又は在学の方が10名以上(構成員が15名以上の場合は全体の3分の2以上が必要)で構成された団体

(2) 対外試合等を行う団体は、市内の競技連盟等に所属していること

(3) 硬式テニス、ソフトテニスの活動を目的としたサークル又は競技連盟がないスポーツ団体

●市内個人登録

新座市に在住、在勤又は在学(高校生以上)の方

●市外個人登録

上記に満たさない方

②利用予約申込について

「公共施設予約システム」または「新座市民総合体育館受付窓口」にて仮予約申請手続を行います。

仮予約申請後、利用日前日までに自動的に本予約となりますので、利用当日に各テニスコート管理事務室にて使用料の納入を行ってください。(原則返金できません)

登録区分	抽選申込期間	抽選日	抽選結果確認 及び 抽選制限内申込期間	抽選後の空き 施設申込期間	利用制限
市内団体 及び個人	利用月の 1か月前の 1日から9日まで	抽選申込月の 10日	抽選申込月の 11日から19日まで	抽選申込月の 20日から利用日 の前日まで	【団体】 月16単位 (1単位:2時間) 【個人】 月8単位 (1単位:2時間)
市外個人	抽選に参加できません			利用月の1か月 前の25日から利 用日の前日まで	

※ 「抽選申込期間」では、曜日問わず団体8単位・個人4単位まで申込が可能となります。

※ 1日連続4時間(2単位)までの申込となります。

※ 夜間については、団体個人共通で1単位最大3時間まで同一時間帯に2コート以上の利用はできません。

2 当日利用について

「新座市公共施設予約システム」または「新座市民総合体育館」にて空き状況を確認の上、利用時間

5分前に直接現地にて利用申請を行ってください。ただし、希望者多数の場合は抽選となります。

3 利用の取消について

①利用日前日の場合

「公共施設予約システム」にて、**前日9時**までに利用取消を行ってください。

②利用日当日の場合

「新座市民総合体育館受付窓口」または「各テニスコート管理事務室」まで、電話にて利用取消の御連絡をお願いします。

③利用当日、利用時間に間に合わない場合

原則、現地へ遅れる旨の連絡がない場合は、利用取消となります。

④無断キャンセルの場合

頻繁に無断キャンセルされる団体及び個人の方は、それ以降の受付をお断りすることがあります。

3 利用時間

夏時間(3月～10月)

夜間(4月～11月)

昼 間				夜 間		
9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	18時30分～19時30分	19時30分～20時30分	20時30分～21時30分

冬時間(11月～2月)

昼 間		
10時～12時	12時～14時	14時～16時

4 使用料

当日払いとなります。 現地券売機にて使用料を納入してください。(原則、返金できません)

利用区分	単位	料金
昼間(1面)	2時間	830円
夜間(1面)	1時間	780円

※ 平日昼間の当日利用に限り1時間単位(410円)でご利用になれます。

※ 市外利用は上表の倍額となります。

5 施設の利用の制限について

新座市暴力団排除条例の規定に基づき、施設の利用が暴力団の利益となる利用等と認められるときは、利用等を許可しません。また、許可した後に暴力団の利益となる利用等であることが判明した場合は、利用等の許可を取り消します。なお、暴力団の利益となる利用等を制限するため、利用等の許可の決定にあたり、必要と認める場合には、所管の警察署に照会する場合があります。

6 利用上の注意

1	年末年始(12月29日～1月3日)及びその他必要に応じて臨時に休場することがあります。
2	利用時間は、準備から片付けまでの時間を含んだものです。利用後の整理整頓、清掃は全て利用者が行ってください。(施設及び器具類は大切に使用してください)
3	利用の権利の譲渡・転貸をすることはできません。
4	利用時間に遅れる場合には、事前に各コート管理事務室へ御連絡をお願いします。 連絡がない場合は、無断キャンセルとして処理させていただきます。
5	利用は必ずテニスシューズを着用してください。(用具等の貸出はしていません)
6	中学生以下の利用者については、保護者同伴での利用となります。
7	危険物の持ち込み及び火気の使用はしないでください。
8	営利を目的としたレッスン・教室や物品販売等は固くお断りしています。
9	利用当日のコート状況(コンディション等)は、新座市民総合体育館又は各コートへ確認を行ってください。
10	駐車場のご利用について ① アイドリングは禁止です。 ② 発着は丁寧に行ってください。
11	他の利用者に迷惑にならないよう正しいマナーで楽しくプレーをしてください。
12	コート内での喫煙やペット連れのご利用はできません。
13	利用上の決まりを守れないときは、利用を禁止させていただくことがあります。
14	その他管理人の指示に従うようお願いいたします。

7 施設案内図

